

改正

昭和59年5月15日規則第13号

平成3年1月7日規則第1号

平成3年3月25日規則第20号

平成6年4月28日規則第32号

平成7年3月24日規則第12号

平成10年9月30日規則第42号

平成16年4月26日規則第23号

平成16年11月25日規則第53号

平成19年3月2日規則第9号

平成26年3月31日規則第17号

朝霞市庁議規則

(設置)

第1条 市の行政運営の基本方針を策定し、重要施策に関する事項を審議決定するとともに各部室相互の総合調整を行うことにより、効率的かつ円滑な行政運営を図るため、庁議を置く。

(構成等)

第2条 庁議は、市長、副市長、教育長、公室長、部長、審議監、危機管理監、議会事務局長、監査委員事務局長及び会計管理者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

2 市長は、必要があると認めるときは、構成員以外の職員を庁議に出席させるものとする。

(代理出席)

第3条 構成員が庁議に出席できないときは、構成員があらかじめ指名した者を会議に出席させることができる。

(開催期日)

第4条 庁議は、定例的に開催する定例庁議及び必要に応じて開催する臨時庁議とする。

2 定例庁議の開催期日は、別に定める。

(会議)

第5条 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長が不在のときは、副市長がその職務を代理する。

2 庁議の進行は、政策企画課長が行い、付議事項の説明は、当該付議事項を担当する構成員が行

う。

(説明員の出席)

第6条 庁議の付議事項を説明させるため必要があるときは、課長その他市長が必要と認める職員を出席させるものとする。

(付議事項)

第7条 庁議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政全般に影響を及ぼすと認められる基本的な計画及びその処理方針に関する事項
- (2) 各組織相互間において総合調整を要する重要事項
- (3) 市政の運営上特に異例に属するもの又は先例として処理を要する事項
- (4) 特に重要な対市民的行事及び市民生活に重要な影響を及ぼす事項
- (5) 組織、人事、財政等市政運営の重要な制度等の制定及び改廃に関する事項
- (6) 特に重要な事業計画等に関する事項
- (7) 条例の制定及び改廃に関する事項
- (8) 市議会に提出する議案等に関する事項
- (9) 予算編成方針に関する事項
- (10) 特に市長から研究を求められた事項

(付議手続)

第8条 所管事務のうち庁議に付議すべき議題がある者は、庁議開催の2週間前までに政策企画課長あて文書をもって付議要求しなければならない。ただし、緊急を要するときの付議要求は、口頭又は庁議開催当日であっても行うことができる。

2 前項の付議要求には、その要旨及び資料(予算を伴うものにあつては、その説明書等)を添付しなければならない。

(庁議の記録及び決定通知)

第9条 政策企画課長は、庁議の経過を記録し、保管しておかななければならない。

2 政策企画課長は、庁議の決定事項については、職員に周知徹底を図るものとする。ただし、機密に属する事項については、この限りでない。

(決定事項の執行)

第10条 庁議決定事項は、主管の部長及び課長(部長又は課長に相当する職にある者を含む。以下「部課長等」という。)が速やかに処理しなければならない。

2 部課長等は、庁議決定事項の執行状況につき、市長が必要と認めるときは、庁議に報告するも

のとする。

(庶務)

第11条 庁議に関する事務の処理は、市長公室政策企画課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、庁議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則 (昭和59年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、昭和59年5月1日から適用する。

附 則 (平成3年規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年規則第20号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年規則第32号)

この規則は、平成6年5月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第12号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年規則第42号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第23号)

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第53号)

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第17号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。